

# 鐘友美術関東展規約

## 1. 名 称

この会の名称は、「鐘友美術関東展」とする。

## 2. 目 的

この会は、会員の制作する美術作品を一堂に集めた「鐘友美術関東展」（以下作品展という）の開催、ならびにこれを通じた会員相互の交流親睦を目的とする。

## 3. 設 立 日

この会の設立は、昭和55年4月1日とする。

## 4. 事 務 所

この会の事務所を会計担当の自宅に置くこととする。

## 5. 会 員

この会の会員は、関係会社を含むカネボウおよびクラシエに、過去および現在在籍する者、ならびにその配偶者にして、その年の作品展に出品した者、および世話人会が会員として承認した者とする。前者については、会費納入をもって会員資格を得るものとする。

## 6. 活 動

この会は目的を達成するために、原則として1年に1回、春季に作品展を開催することとし、そのための企画、出品者の募集、作品展示、作品展の運営等の活動を行う。

## 7. 運 営

この会の運営は、総会ならびに世話人会で行う。

## 8. 総 会

総会は全会員で構成し、原則として作品展の会期の最終日閉会後に開催し、作品展の概況報告、世話人の選任等を行う。

## 9. 世話人会・事務局・会計

世話人会は世話人で構成し、会員の協力を得て、この会の活動を企画し、実践する。世話人会を円滑に運営するため、世話人会にその事務を行う事務局を、事務局に会計業務を行う会計を設置する。

## 10. 役 員

この会に役員として、世話人代表1名、世話人若干名、事務局担当若干名、会計

担当1名を置く。役員の任期は1年とし、その年の総会から翌年の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

世話人は、会員の推薦または本人の申し出でもとづき、会員の中から世話人会で選出し、総会の承認により選任する。

世話人代表は、世話人の互選により選出する。世話人代表は、この会を代表するとともに、世話人会、事務局および会計を統括する。

事務局担当は世話人の中から、会計担当は事務局担当の中から、それぞれ世話人代表が指名する。

## 11. 顧 問

この会に顧問を置くことができる。

顧問は世話人会の承認を経て世話人代表が委嘱する。顧問は世話人会に出席し、求めに応じ助言する。

## 12. 会 計

この会の会計は、会員が納める会費および寄付金によってまかなう。会費の額は作品展の都度、世話人会で決定する。

会計年度は、前年の総会の属する月の翌々月から、その年の総会の属する月の翌月までとする。

会計の収支は、会計担当がとりまとめ、世話人会の承認を経て会員に報告する。

## 13. 付 則

この規約は平成26年4月20日より施行する。この規約の改定は総会で行う。

以上

(改定) 平成31年 4月21日 設立日・事務所・会員の変更